福祉の里センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第78号

福祉の里センター条例施行規則の一部を改正する規則

福祉の里センター条例施行規則(平成4年岩手県規則第36号)の一部を次のように改正する。

改正前

(休館日)

という。)の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- 2 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団(以下「管理者」 という。)は、必要があると認めるときは、知事の承 認を得て、前項の休館日以外の日において臨時に休館 し、又は同項の休館日において臨時に開館することが できる。

(使用時間)

第3条 [略]

- 「略]
- 3 管理者は、必要があると認めるときは、第1項の使3 指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の 用時間を臨時に変更することができる。

(許可の申請)

- うとする者は、福祉の里センター使用許可(変更)申 請書(様式第1号)を使用しようとする日の6月前か ら14日前までに管理者を経由して知事に提出しなけ ればならない。
- 2 条例第2条第1項の規定による許可を受けようと する者が個人使用に係る許可を受けようとする者で あるときは、前項の規定にかかわらず、使用しようと する日までに口頭で許可を求めることができる。
- 第5条 条例第3条第1項の規定による許可を受けよ うとする者は、福祉の里センター内行為許可 (変更) 申請書(様式第2号)を管理者を経由して知事に提出 しなければならない。

(許可書の交付)

第6条 知事は、条例第2条第1項又は第3条第1項の 規定による許可(以下「許可」という。)をしたとき は、福祉の里センター使用(変更)許可書(様式第3 (休館日)

第2条 岩手県立福祉の里センター(以下「センター」|第2条 条例第1条の2に規定する指定管理者(以下 「指定管理者」という。)は、必要があると認めると きは、知事の承認を得て、岩手県立福祉の里センター (以下「センター」という。)を、臨時に休館するこ とができる。

改正後

(使用時間)

第3条 [略]

「略]

承認を得て、第1項の使用時間を臨時に変更すること ができる。

(許可の申請)

第4条 条例第2条第1項の規定による許可を受けよ|第4条 条例第2条第1項又は第3条第1項の規定に よる許可(以下「許可」という。)を受けようとする 者は、指定管理者が定めるところにより申請しなけれ <u>ば</u>ならない。

- 号) 又は福祉の里センター内行為(変更)許可書(様 式第4号)を管理者を経由して交付するものとする。
- 2 条例第2条第1項の規定による許可が個人使用に 係る許可であるときは、前項の規定にかかわらず、福 祉の里センター利用券(様式第5号)を交付するもの とする。

(許可書等の提示)

第7条 許可を受けた者(以下「使用者等」という。 は、センターの施設を使用しようとするとき、又は条 例第3条第1項各号に掲げる行為(以下「センター内 行為」という。)をしようとするときは、福祉の里セ ンター使用 (変更) 許可書、福祉の里センター内行為 (変更)許可書又は福祉の里センター利用券を管理者 に提示しなければならない。

(許可の条件)

- 第8条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。
 - (1) 使用若しくはセンター内行為を終了したとき、 又は条例第5条の規定により使用若しくはセンタ 一内行為の許可を取り消されたときは、管理者の指 示に従って速やかに跡片付けその他の整理整とん をすること。
 - (2) [略]
 - (3) その他センターの維持管理のためにする管理 者の指示に従うこと。

(職員の立入り)

第9条 管理者は、センターの管理上必要があると認め第6条 指定管理者は、センターの管理上必要があると るときは、使用中のセンターの施設内にその職員を立 ち入らせることができる。

(附属の設備の使用料)

備の使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。

(使用料の徴収時期)

- 第11条 使用料(附属の設備に係るものを除く。)は 許可の際に徴収する。
- 2 附属の設備の使用料は、知事が指定する時期に徴収 する。

(条例第7条の規則で定める者)

第12条 [略]

(使用料の免除及び還付)

(許可の条件)

- 第5条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。
 - (1) 使用若しくは条例第3条第1項各号に掲げる 行為を終了したとき、又は条例第5条の規定により 使用若しくは当該行為の許可を取り消されたとき は、指定管理者の指示に従って速やかに跡片付けそ の他の整理整とんをすること。
 - (2) 「略]
 - (3) その他センターの維持管理のためにする指定 管理者の指示に従うこと。

(指定管理者による立入り)

認めるときは、使用中のセンターの施設内にセンター の管理の業務に従事する者を立ち入らせることがで きる。

(附属の設備の利用料金の上限額)

|第10条 条例別表第2及び別表第3に掲げる附属の設 |第7条 条例別表第2及び別表第3に掲げる附属の設 備の利用料金の上限額は、別表に掲げるとおりとす る。

(条例第7条の規則で定める者)

第8条 [略]

(利用料金の免除及び還付)

第13条 条例第7条又は第8条の規定により、使用料の第9条 条例第7条又は第8条の規定により、利用料金 全部又は一部の免除又は還付を受けようとする者は、 福祉の里センター使用料免除(還付)申請書(様式第 6号)を知事に提出しなければならない。ただし、条 例第7条第1号の身体障害者手帳の交付を受けてい る者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者 手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者) 及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 並びに前条各号に掲げる者が個人使用に係る使用料 の全部又は一部の免除を受けようとする場合につい ては、これらの者であることを証する書面又は手帳の 提示をもって当該申請書の提出に代えることができ

る。

(損傷等の届出)

第14条 使用者等は、施設又は設備を汚損し、損傷し、第10条 許可を受けた者は、施設又は設備を汚損し、損 又は亡失したときは、速やかに管理者に届け出てその 指示を受けなければならない。

の全部又は一部の免除又は還付を受けようとする者 は、指定管理者が定めるところにより、申請しなけれ ばならない。ただし、条例第7条第1号の身体障害者 手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、そ の保護者が身体障害者手帳の交付を受けているとき は、当該15歳未満の者)及び精神障害者保健福祉手帳 の交付を受けている者並びに前条各号に掲げる者が 個人使用に係る利用料金の全部又は一部の免除を受 けようとする場合については、これらの者であること を証する書面又は手帳の提示をもって当該申請に代 えることができる。

(損傷等の届出)

傷し、又は亡失したときは、速やかに指定管理者に届 け出てその指示を受けなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

単 位	附属の設備の利用料金の上限額	
	社会福祉に関する	その他の催
	活動又はアマチュ	しに使用す
	アスポーツに使用	る場合
	する場合	
1 式 1 時間までごとに	円	円
17/1四川よくことに	264	636
1台5時間までごとに	36	84
1脚5時間までごとに	24	48
1式1時間までごとに	36	84
1式1時間までごとに	60	120
1式1時間までごとに	84	144
1式1時間までごとに	36	
1式1時間までごとに	36	
1式1時間までごとに	36	
1式1時間までごとに	60	
1式1時間までごとに	60	
1式1時間までごとに	36	
	単 位 1式1時間までごとに 1台5時間までごとに 1脚5時間までごとに 1式1時間までごとに 1式1時間までごとに	世位

クロリティー用具	1式1時間までごとに	36
ゲートゴルフ用具	1式1時間までごとに	36
シャフルボード用具	1式1時間までごとに	36
ソフトバレーボール用具	1式1時間までごとに	36
ターゲット・バードゴルフ用具	1式1時間までごとに	36
ディスクゴルフ用具	1式1時間までごとに	36
トランポビクス用具	1式1時間までごとに	36
ピロポロ用具	1式1時間までごとに	36
ビーンボウリング用具	1式1時間までごとに	36
フリーテニス用具	1式1時間までごとに	36
フリーブロー用具	1式1時間までごとに	36
ペタンク用具	1式1時間までごとに	36
ボックスホッケー用具	1式1時間までごとに	36
ユニカール用具	1式1時間までごとに	36
ローンボウルス用具	1式1時間までごとに	36

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。